

高知県介護事業所認証評価制度支援セミナー
「給与体系の整備」
(給与規程例)

1. 職務給と勤続給による給与規程例

第〇章 基本給

(基本給)

第1条 職員の基本給は日給月給制とする。

- 2 職員の基本給月額にはキャリアパス等級ごとに定める職務給及び勤続給とし、別表1（職務給）、別表2（勤続給）で定めるものとする。ただし、特別の事情でこれにより難しい場合は、別に定めることができる。

(初任給)

第2条 職員の初任給は、別表3（初任給表）により定める。

- 2 中途採用者の初任給は、別表3（中途前歴換算）を考慮して、職歴・資格等及び現任者との均衡を勘案し、各人ごとに個別に定める。

(基本給改定)

第3条 基本給の改定は、原則として1年に1回、**毎年4月**に行う。但し、経営状況の著しい悪化その他やむを得ない事由により改定を停止することがある。

- 2 昇給は、**勤続給にて勤続年数**に応じて行う
- 3 昇格・降格後のキャリアパス等級ごとの職務給が、新たな職務給となる。
- 4 昇給の対象者は、年間出勤期間が6ヶ月以上勤務した職員とする。但し、年間出勤期間が12ヶ月に満たない場合は、出勤期間に応じて昇給額を調整する。
- 5 特別に必要があると認めた場合は、基本給改定に特別調整を行うことができる。

(昇給停止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては昇給を停止する。

- (1) 毎年4月1日から翌年3月末日までに30日以上欠勤した者
- (2) 休職中の者
- (3) 昇給停止の処分を受けた者

別表1 職務給 (単位:円)

等級	金額
初級職員	50,000
中級職員	60,000
上級職員	65,000
指導職	75,000
上級指導職	90,000
管理職	120,000

別表2 勤続給 (単位:円)

勤続	金額	勤続	金額	勤続	金額	勤続	金額	勤続	金額	勤続	金額
0	100,000	7	114,000	14	128,000	21	142,000	28	156,000	35	170,000
1	102,000	8	116,000	15	130,000	22	144,000	29	158,000	36	172,000
2	104,000	9	118,000	16	132,000	23	146,000	30	160,000	37	174,000
3	106,000	10	120,000	17	134,000	24	148,000	31	162,000	38	176,000
4	108,000	11	122,000	18	136,000	25	150,000	32	164,000	39	178,000
5	110,000	12	124,000	19	138,000	26	152,000	33	166,000	40	180,000
6	112,000	13	126,000	20	140,000	27	154,000	34	168,000		

別表3 初任給・中途採用 基準表

		等級	金額	備考
初任給	四大卒	初級職員	158,000円	経験4年付与
	短大卒	初級職員	154,000円	経験2年付与
	高校卒	初級職員	150,000円	
中途採用	(前歴加算)			
	ア 福祉職歴	10割	(上限10年)	
	イ 医療職歴	10割	(上限10年)	
	ウ 事務職歴	5割	(上限5年)	

※初任給は県内の初任給を考慮して別途定める。

※前歴換算がある中途採用者は、格付けされた等級の職務給に前歴換算を加算した勤続給とする。ただし、社長の判断で前歴換算は増減が行われることがある。

注 初任給が変動する場合は、職務給を変動させることが望ましい

2. 昇給表（評価反映）による給与規程例

第〇章 基本給

（基本給）

第1条 職員の基本給は日給月給制とする。

- 2 職員の基本給月額、キャリアパス等級ごとに別表1（範囲給）の通り定める。ただし、特別の事情でこれにより難しい場合は、別に定めることができる。

（初任給）

第2条 職員の初任給は、別表2（初任給表）により定める。

- 2 中途採用者の初任給は、別表2（中途前歴換算）を考慮して、職歴・資格等及び現任者との均衡を勘案し、各人ごとに個別に定める。

（基本給改定）

第3条 基本給の改定は、原則として1年に1回、**毎年4月**に行う。但し、経営状況の著しい悪化その他やむを得ない事由により改定を停止することがある。

- 2 基本給は、各人の能力、経験、技能、職務の内容及び人事評価等を考慮して各人ごとに決定する。
- 3 改定後の基本給が当該キャリアパス等級の給与表上限額を超える場合は、その上限額が基本給となる。また給与表の下限額を下回る場合は、当該等級の給与表下限額が基本給となる。
- 4 昇給の対象者は、年間出勤期間が6ヶ月以上勤務した職員とする。但し、年間出勤期間が12ヶ月に満たない場合は、出勤期間に応じて昇給額を調整する。
- 5 特別に必要があると認めた場合は、基本給改定に特別調整を行うことができる。

（昇給）

第4条 昇給は、**総合評価結果に応じて別表3（昇給表）**のとおり昇給する。ただし、毎年の経営状況・収支状況を考慮して、別途提示する場合がある。

（昇給停止）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては昇給を停止する。

- (1) 毎年4月1日から翌年3月末日までに30日以上欠勤した者
- (2) 休職中の者
- (3) 昇給停止の処分を受けた者

別表1 範囲給 (単位:円)

階層	下限額	上限額
初級職員	150,000	165,000
中級職員	160,000	192,000
上級職員	180,000	234,000
指導職	180,000	252,000
上級指導職	200,000	300,000
管理職	250,000	375,000

別表2 昇給表 (単位:円)

	D	C	B	A	S
初級職員	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
中級職員	1,900	2,100	2,300	2,500	2,700
上級職員	2,300	2,500	2,700	2,900	3,100
指導職	2,700	2,900	3,100	3,300	3,500
上級指導職	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000
管理職	3,600	3,800	4,000	4,200	4,400

注 昇給額が毎年変動する場合は、別紙提示とするとしてもよい

別表3 初任給・中途採用 基準表

		等級	金額	備考
初任給	四 大 卒	初級職員	158,000 円	年度ごとに別紙提示する
	短 大 卒	初級職員	154,000 円	年度ごとに別紙提示する
	高 校 卒	初級職員	150,000 円	年度ごとに別紙提示する
中途採用	(前歴加算)			
	ア 福祉職歴	10 割	(上限 10 年)	
	イ 医療職歴	10 割	(上限 10 年)	
	ウ 事務職歴	5 割	(上限 5 年)	

※初任給は県内の初任給を考慮して別途定める。

※前歴換算がある中途採用者は、初任給に平均昇給額×前歴加算年数を加算する。ただし、社長の判断で前例換算は増減が行われることがある。

注 初任給が変動する場合に対応しやすい

3. 昇給額を決めない昇給の給与規程例

(給与形態)

第1条 正規職の基本給は日給月給制とし、パートタイマーは時給制とする。

- 2 基本給は、別表1(範囲給)のとおり定める。
- 3 正規職の基本給は、キャリアパスを基準にして支払う。

(採用時)

第2条 職員の採用時基本給は、別表2の「初任給・中途採用基準表」による。職員の年齢、経験、能力、技能及び職務内容等を勘案して各人ごとに決定する。

(給料・等級の変更)

第3条 資格の取得、昇格、職種の変更等により現に受けている給料又は等級を変更する必要があるが生じた場合は、人事管理規程第○条の○及び第○条に定めるところにより実施する。

- 2 職員が満60歳に達した日以降、直近の3月31日を越えて在職する場合は、当該の3月31日の翌日以降昇格させることはできない。

(昇給の種類)

第4条 昇給は基本給について行い、定期昇給及び特別昇給とし、職員の勤務時間、勤務成績、技能、功績、その他を考慮して行う。その他やむを得ない事情により困難なときは、昇給させないことができる。

- 2 昇給額の計算は下記の算式による。

キャリアパス資格等級別昇給額＝基準昇給額×昇給係数

- ① 基準昇給額は、年間給与原資を確認して、0円を超える金額で社長が決定する。
- ② 昇給係数は下記の通りとする。

階層	昇給係数
管理職	1.5
指導職1級	1.4
指導職2級	1.3
総合職1級	1.2
総合職2級	1.1
総合職3級	1.0

3 パートタイマーは第2項が適用されず、年間給与原資を確認して、時給0円以上の昇給額を社長が決定する。

4 定期昇給は原則として、現に受けている号給を受けるに至ったときから12ヵ月以上良好な成績で勤務した者につき毎年定期的に行う。

5 特別昇給は、特別又は臨時に必要があると認めたとときに行う。

(昇給の時期)

第5条 昇給の時期は、4月1日とする。

別表1 範囲給

(正規職)

	下限	上限
管理職1級	150,000円	230,000円
管理職2級	145,000円	190,000円
指導職	140,000円	185,000円
総合職1級	135,000円	180,000円
総合職2級	133,000円	175,000円
総合職3級	130,000円	160,000円

(パートタイマー)

職種	金額
看護師	時給1,100円～1,500円
介護員	時給800円～1,200円
その他	時給800円～1,200円

別表2 初任給・中途採用 基準表

		等級	金額	備考
初任給	四大卒	初級職員	158,000円	年度ごとに別紙提示する
	短大卒	初級職員	154,000円	年度ごとに別紙提示する
	高校卒	初級職員	150,000円	年度ごとに別紙提示する
中途採用	(前歴加算)			
	ア 福祉職歴	10割	(上限10年)	
	イ 医療職歴	10割	(上限10年)	
	ウ 事務職歴	5割	(上限5年)	

※初任給は県内の初任給を考慮して別途定める。

※前歴換算がある中途採用者は、初任給に平均昇給額×前歴加算年数を加算する。ただし、社長の判断で前例換算は増減が行われることがある。

注 初任給が変動する場合に対応しやすい